

令和4年 第2回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年2月4日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

13番 二宮 賢光委員

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭  
事務局次長 菊池 二郎  
事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

なし

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について  
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

2件

議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	12 件
議案第 10 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	30 件
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	2 件
追加議案第 11 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 12 号	営農型発電施設の下部の農地における農作物の状況報告に対する 意見について	2 件
追加議案第 13 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	4 件
追加議案第 14 号	農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん基準の見直しに ついて	1 件

#### 第 4 協議・連絡事項

- ・令和 4 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・第 3 回農業委員会総会について

#### 5. 会議の概要

事務局長           ただいまから、令和 4 年第 2 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

                    本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

                    なお、推進委員から「13 番、二宮 賢光委員」の 1 名に出席していただいております。

                    それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

                    (大本会長挨拶)

議 長           それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

                    (異議なし)

議 長           それでは議事録署名人に「3 番、菊池 眞策委員」、「4 番、樋田 都

委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。  
議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。  
番号3、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第8号、番号3について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,283 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,435 m<sup>2</sup>」、3条有償移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「高齢で耕作を続けることが困難なので譲り渡したい」。譲受人は「現在耕作している農地の近くで便利の良い農地なので、取得して経営の効率化を図りたい」であります。  
譲受人の経営面積は71aです。  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1番 今、事務局から説明があったとおりですけど、譲受人の方は〇〇〇〇さん、元々〇〇〇〇の〇〇〇〇をされていて、農業に従事するのがうれしくてたまらないみたいな感じで、隣山で条件がいいので、買いたいということで、話がまとまっております。  
以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号4、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号4について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「776 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「3,816 m<sup>2</sup>」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「管理が困難であるので、農地が荒れてしまう前に譲り渡したい」。譲受人は「現在まで義父の農地を手伝ってきており、定年退職後には農業を続けていきたいので、今から農地の取得を行いたい」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回譲り受ける農地が約「38 a」あることから、下限面積に問題はありません。

なお、川之石地区における下限面積は「30 a」となっています。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 現在この園地は、南予用水に入っていますが、放任園の状態で近隣の園地に大変迷惑をかけています。譲受人「〇〇〇〇」さんは先ほど説明されたとおりです。川之石は下限面積「30 a」であり、「38 a」ありますので皆さん地域のためにもなりますので、よろしく審議をお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。  
番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第9号について説明します。  
番号1、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「40 m<sup>2</sup>」外4筆、計「1,799 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「225.6 a」、価格「〇〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 買受人の「〇〇〇〇」さんは娘さんが跡取りとして、何人か雇われて、経営している方なので、問題は無いと思います。「〇〇〇〇」さんは農業から離れたいということで、手放すという理由でございます。審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長                    それでは承認することと致します。

( ○○○○委員 退席 )

議 長                    続きまして、番号2から9まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局                番号2から9まで一括して説明します。

番号2、「○○○○」、「樹園地」、「550 m<sup>2</sup>」。

移転する者「○○○○」。

移転を受ける者「○○○○」、経営面積「292 a」、価格「○○○○」。

番号3、「○○○○」、「樹園地」、「1,312 m<sup>2</sup>」外1筆、計「1,635 m<sup>2</sup>」。

移転する者「○○○○」。

移転を受ける者「○○○○」、経営面積「193.6 a」、価格「○○○○」。

番号4、「○○○○」、「樹園地」、「107 m<sup>2</sup>」外3筆、計「1,189 m<sup>2</sup>」。

移転する者「○○○○」。

移転を受ける者「○○○○」、経営面積「200.2 a」、価格「○○○○」。

番号5、「○○○○」、「樹園地」、「380 m<sup>2</sup>」。

移転する者「○○○○」。

移転を受ける者「○○○○」、経営面積「200.2 a」、価格「○○○○」。

番号6、「○○○○」、「樹園地」、「409 m<sup>2</sup>」。

移転する者「○○○○」。

移転を受ける者「○○○○」、経営面積「371.8 a」、価格「○○○○」。

番号7、「○○○○」、「樹園地」、「147 m<sup>2</sup>」外1筆、計「302 m<sup>2</sup>」。

移転する者「○○○○」。

移転を受ける者「○○○○」、経営面積「403.2 a」、価格「○○○○」。

番号8、「○○○○」、「樹園地」、「969 m<sup>2</sup>」。

移転する者「○○○○」。

移転を受ける者「○○○○」、経営面積「195.3 a」、価格「○○○○」。

番号9、「○○○○」、「樹園地」、「261 m<sup>2</sup>」。

移転する者「○○○○」。

移転を受ける者「○○○○」、経営面積「52.8 a」、価格「○○○○」。

「○○○○」の経営面積は「52.8 a」となっておりますが、父「○

〇〇〇」の経営地約「195 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは番号2番から9番について説明致します。

番号2・3の「〇〇〇〇」さんなのですが、〇〇〇〇在住でありまして、体も弱く、こちらに帰ってくることもおそらく無いであろうとすることで、売買できるならやりたいということで、隣接する園地であります2番の「〇〇〇〇」君に園地を買ってもらおうこととなっております。「〇〇〇〇」君はまじめな方なのでよろしくお願い致します。

番号3の買い手「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇なのですが、これも園地2カ所とも隣接した園地でありまして、それなら私が作りますということで、売買をすることとなっております。

番号4の売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。これも隣接した園地でありまして、農道に近い所ということで、是非とも作ってがんばりたいということでありますので、よろしくお願い致します。

番号5、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この人も〇〇〇〇在住で、めったに〇〇〇〇に戻ってきていないわけなのですが、これも「〇〇〇〇」さん、隣接した園地でありまして、ここも私が買いますかということでこういうこととなっております。

番号6、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手が「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、これも道路を挟んだ隣接した園地でありまして、「〇〇〇〇」さんもちよっと体が悪く、弱っておりまして、だんだん園地が荒れてくるのを見兼ねたということで、私が買いますかということで、「〇〇〇〇」さん、買いたいということで、こういうこととなっております。

番号7、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。これも〇〇〇〇在住の方で「〇〇〇〇」さんの隣接した園地がありまして、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇になろうかと思いますが、まだまだ元気な人なので、私が買って作りましょうということでこういう形となっております。

番号8、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手が「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。〇〇〇〇でも若手のがんばっている方なので、購入して園地を増やしてがんばりたいということで、こういうこととなっております。

番号 9、「〇〇〇〇」さん、買い手が「〇〇〇〇」君。「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」君は親戚関係になりまして、こっちの方に帰ってこないで、あなたに譲りたいということで、私が譲り受けますということで、こういう形となっております。

番号 2 から 9 について以上ですが、よろしくお願ひ致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

( 〇〇〇〇委員 着席 )

議 長 続きまして、番号 10 から 11 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 10 から 11 まで一括して説明します。

番号 10、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,207 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「1,522 m<sup>2</sup>」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「168.7 a」、価格「〇〇〇〇」。

番号 11、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,039 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「4,218 m<sup>2</sup>」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「384.3 a」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 10 の説明をします。

「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。事情があつて園地を縮小したいということでありまして、隣の畑の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。娘さんが

数年前に帰ってこられて山を継いでおられます。

次の番号 11 については、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」は〇〇〇〇では誰もが認める篤農家の「〇〇〇〇」さんが法人化した会社です。この 2 人は親戚関係です。「〇〇〇〇」君は事情があって山を処分したいということで、親戚関係の「〇〇〇〇」さんが引き受けた訳なんですけど、一遍にはなかなかなので 2 年にわたって購入したいということで、2 年目の分がこの畑になります。

何ら問題も無いかと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 12、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 12、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「416 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「281.5 a」、価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 4 番 　　今回、売られる方「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買われる方「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。去年の 10 月に「〇〇〇〇」さん、病気で手術されて園地を減らしたいということで、ちょうど〇〇〇〇から作りに来られているところがちょうど隣で、今回私が買いたしようということで、売買の契約が成立しました。

問題ないと思います。よろしくをお願いします。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。  
番号 30、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 10 号について説明します。  
番号 30、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「889 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「4,336 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「277.8 a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 「〇〇〇〇」さん、高齢なんですけど、事実上その息子さんがみかん山を作りながら、経営しているのですけど、前の方が手放すとか作らないということで、「〇〇〇〇」さんが作るということで契約をしたということです。「〇〇〇〇」さんの経営状態は、お子さん、お孫さんの 3 人で、お孫さんはクーラーとかいろいろなことに熱心に参加されて、地元のためにも活躍されている大事な宝になると思いますので、是非承認していただきたいと思います。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 31 から 32 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、番号 31 から 32 まで一括して説明します。  
番号 31、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「229 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「180.2 a」、期間「5 年」、  
賃借料「〇〇〇〇」。  
番号 32、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「213 m<sup>2</sup>」外 3 筆、計「701 m<sup>2</sup>」、  
新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「155.8 a」、期間「5 年」、  
賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 9 番 それでは番号 31、32 について説明します。  
番号 31、売り主の「〇〇〇〇」さん、先ほど売買の件で 2 ヶ所あり  
ましたが、この園地につきましては、賃貸借でまだ契約残っていた方  
なんですけど、高齢で作れないということで、「〇〇〇〇」君、研修  
生として入っていきまして、みかん作りはまだ今年で 3 年目になるの  
ですが、借りていた園地と隣接しているため、「〇〇〇〇」君にお願い  
したところ、私がやりましょうということで、こういう形になってお  
ります。  
番号 32、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、作り手「〇〇〇〇」  
君、〇〇〇〇なんですけど、畑が隣接しているので、私に作らせてく  
ださいということで、こういう形になっております。  
以上です。よろしくお願い致します。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 33 から 34 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 33 から 34 まで一括して説明します。  
番号 33、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,790 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「7,440 m<sup>2</sup>」、  
新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「206.4 a」、期間「11 年」、  
賃借料「〇〇〇〇」。  
番号 34、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「5,471 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「7,907 m<sup>2</sup>」、  
新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「122.7 a」、期間「10 年」、  
賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10 番 それでは番号 33、34 について説明します。  
番号 33、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですけど、2 年前くらいにサラリーマンを辞めて、帰ってこられた方です。両親が高齢ということもありまして、就農と同時にほぼ 1 人で経営しているということで、ちょっと面積を少し減らしたいということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、この方は〇〇〇〇の方から来られた方です。若手ばりばりで面積を増やしたいということで、話がまとまっております。  
34 番の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この畑は以前から小作の契約をされていたんですけど、契約が切れてそのままになっていたということで、改めて農業委員会を通して契約したいということで、今回賃貸借の契約となりました。  
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 35、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 35、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「221 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「1,041 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「276.8 a」、期間「25 年 2 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんが体調を崩しまして、〇〇〇〇に勤めている息子さんもいるんですけど、息子さんも山の方はやれないというような形で、同級生の「〇〇〇〇」君に話をしましたところ、やってもいいということで話がまとまりました。園地はハウスがかかっています、放任になっていたの、害虫とかがわきまして、そのまま木を伐採して、ハウスの方も撤去しなければならないということで、すべてそれらの費用も「〇〇〇〇」君がみるということです。期間も長くたって、苗木を植えるとのこと。  
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

( ○○○○委員 退席 )

議 長 続きまして、番号 36 から 37 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、番号 36 から 37 まで一括して説明します。

番号 36、「○○○○」、「樹園地」、「1,680 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「207.4 a」、期間「10 年 11  
ヵ月」、賃借料「○○○○」。

番号 37、「○○○○」、「樹園地」、「2,136 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「○○○○」。

設定を受ける者「○○○○」、経営面積「354.2 a」、期間「10 年 11  
ヵ月」、賃借料「○○○○」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

13 番

それでは番号 36、37 について説明します。

番号 36、地主さんは先ほど 12 番の「○○○○」さんと同一人物で  
ございます。そして作る方は「○○○○」さん、今○○○○の「○○  
○○」さんでございます。長男も帰ってこられまして、農業に従事さ  
れておられます。

もう 1 人「○○○○」さん、お父さんが○○○○の「○○○○」さ  
んの長男でございます。若手でがんばっておりますので、ご審議の程  
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いせんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

( ○○○○委員 着席 )

議 長 続きまして、番号 38 から 59 まで、再設定の案件となっています。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 38 以降は再設定の案件となっています。  
番号 38、「○○○○」、「樹園地」、「1,641 m<sup>2</sup>」、再設定の賃貸借です。  
設定する者「○○○○」。  
設定を受ける者「○○○○」、経営面積「175.8 a」、期間「1 年」、賃  
借料「○○○○」。  
以降の説明は省略します。  
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 番号 38 から 59 まで、承認することにご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出  
等について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 1 号について説明します。

番号1、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「550 m<sup>2</sup>」外3筆、計「3,531 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」。  
解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。  
番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第11号番号1について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「宅地」、面積「257 m<sup>2</sup>」です。  
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
転用目的「農家住宅用地」、転用理由「老朽化した農家住宅を建て替えたいが、建替地は道路との高低差があるため、申請地を一体利用して、擁壁と市道に接道する進入路を設置したい。また、物置や駐車スペースを設けて申請地全体を宅地として使用したい」とのことです。  
追加議案の参考資料の1ページから3ページ、位置図、地番地目図をご覧ください。  
申請地は、上下水道管が埋設されている道路に面し、〇〇〇〇及び〇〇〇〇から500m以内の位置にあります。  
このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「上下水道管が埋設されている道路に面し、かつ、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設等の公共公益的施設がある農地」に該当するため、「第3種農地」となります。  
この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。  
ただ、この土地につきましては、昭和58年頃に居宅を建替える際に申請地にまたがって建築し、進入路も設置するなど、違反転用となっておりますので、農地部会において審議しています。  
参考資料4ページから6ページに、土地利用計画図、平面図を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。今回の場所なんですが、昭和 58 年に自宅の新築にあたり、家の裏の石垣の上にあった土地、出っ張ったところを削って、現在のコンクリートの擁壁になっています。そこが農地のままだったということです。それと自宅への進入路、元々軽トラぐらいしか通れなかったところを大きな車が入るように広げたところ、そこもやはり違反転用ということで、先ほど農地部会を開催して承認を得ましたが、総会の方でもう一度審議をお願いします。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地部会長より報告をお願いします。

4 番 ただいま事務局及び地元委員より説明がありましたように、農地部会で慎重審議致しました結果、違反転用ということの確認をさせていただきながら、今回の申請ということを許可したいということで定まりましたので報告致します。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 12 号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について」を上程致します。  
番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 12 号、番号 1 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「6,139 m<sup>2</sup>の内 0.35 m<sup>2</sup>」です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

この案件につきましては、3年間の一時転用ということで、平成25年に許可を受けた後、平成28年に1回目の更新を行い、令和元年7月の2回目の更新では、10年間の一時転用ということで許可されています。

転用条件として、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が課せられており、毎年2月がその報告時期になっています。

今年度につきましては、転用事業者から1月24日付にて状況報告があり、2月2日に現地調査、本日総会前に農地部会を行っています。

それでは、当委員会の意見案を申し上げます。

「下段A-1のデコポンは、間もなく収穫を迎える予定である。状況は良好である。自家消費の八朔は、例年並みの収量である。一昨年から収穫している清見タンゴールは、順調に生育しており、昨年より収量も増加し、状況は良好である。デコポンの結実状況は、同設備の影響外のデコポンの樹と同等である。宮川早生は、例年通りの収量及び品質である。以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考える。」

参考資料7ページから15ページに、状況報告書及び位置図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をお願いします。

4番 この案件は営農型発電施設ということで、2日に部会長、副部会長、事務局と共にこの園地に行かせてもらいました。毎年、このように確認しておりますが、しっかりとした営農をやっておられる姿とやっばり木を見たら、がんばっているということを理解させていただきました。それぞれずっと毎年見させていただきますが、力を入れてやっていただいていることにやはり関心というか思いを馳せております。

ということで、部会でその意見ということでしっかりと営農状況問題ないということで説明を受けましたので、みなさんご了承願いたいと思います。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 12 号、番号 2 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「1,737 m<sup>2</sup>の内 1.48 m<sup>2</sup>」  
です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

この案件につきましては、3 年間の一時転用ということで、平成 30 年 6 月に許可を受けた後、令和 3 年 5 月に 1 回目の更新を行い、3 年間の一時転用ということで許可されており、農作物の状況報告が課せられております。

転用事業者から 1 月 19 日付にて農作物の状況報告があり、先ほどの案件と同様に、2 月 2 日に現地調査を行っております。

令和 2 年 5 月にサカキ 600 本の定植が完了しておりますが、サカキは、植栽してから収穫までに 5 年かかることから、毎年の生育状況を見ていく必要があります。今回の現地調査では、サカキ 600 本のうち、10 本が枯れていましたが、全体的に生育は良好であります。枯れているサカキについては、3 月から 4 月の最適な時期に挿し木するということです。

以上の点を考慮し、当委員会の意見案を申し上げます。

「植栽してから収穫までに 5 年かかることから、毎年の生育状況を見ていく必要がある。植栽 2 年目のサカキ 600 本のうち、10 本が枯れているが、全体的に生育は良好である。枯れているサカキについては、3 月から 4 月の最適な時期に挿し木する予定である。以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考える。」

参考資料 16 ページから 20 ページに、状況報告書及び位置図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をお願いします。

4 番           ただいま事務局から案という事でまとめていただいておりますが、  
現地で皆さんと共にサカキを見させていただいております。5 年経た  
なければ出荷ができないものでございますが、1 年 1 年成長している  
姿を私達は確認させていただきました。しっかりと整備もやられてお  
りますし、何本枯れているということもきっちりと示されております  
ので、出荷していかれることを楽しみに毎年こうやって現地状況を確認  
させていただきたいという意見の下で、経営状態には問題ないとい  
うことを報告させていただきます。

以上です。

議 長           ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員           (意見、質問等なし)

議 長           ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なく承認)

議 長           それでは承認することと致します。

議 長           続きますして、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。

番号 60 から 63 まで、再設定の案件となっております。事務局の説明  
を求めます。

事 務 局           それでは議案第 13 号について説明します。

番号 60 から 63、すべて再設定の案件となっております。

番号 60、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「169 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「805 m<sup>2</sup>」、  
再設定の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「315.6 a」、期間「5 年」、  
賃借料「〇〇〇〇」。

以降の説明は省略します。

以上です。

議 長           再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 番号 60 から 63 まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 14 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん基準の見直しについて」を上程致します。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 14 号について説明致します。  
まず、農地移動適正化あっせん事業についてご説明します。  
この事業は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づき、農地所有者等からの申し出に対応して、農地の貸借売買についてあっせんを行うものです。事業の流れとしましては、農業委員会としてあっせん基準を作成し、あっせん譲り受け等候補者名簿を作成しておき、申し出があればあっせん委員を指名してあっせん手続きに入るものとなっています。

現在、八幡浜市においては、農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項に規定する利用権設定等促進事業により、八幡浜市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて、農地の貸借・売買をあっせんしております。これは、市や農業委員会等が協力をして農地利用集積計画を作成し、多面的に農地利用を集めていこうという制度です。

通常、「あっせん会議」と呼んでいるものは、利用権設定等促進事業による利用調整会議のことであり、現在、当農業委員会においては農地移動適正化あっせん事業によるあっせんは行っておりませんのでご承知おきください。

現在、農地移動適正化あっせん事業を活用しておりませんが、県へ変更認定を申請する必要がありますので、議案に上程しております。

それでは、農地移動適正化あっせん基準の変更について今からご説明いたします。

この農地移動適正化あっせん基準については、5年ごとに随時審査を行うこととされており、前回、平成29年3月の変更認定から5年が経過するとともに、令和3年第8回の八幡浜市農業委員会総会にて、八幡浜市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について改正が承認され、手続きが終了したこと等から、今回、県へ変更認定申請の手続きを行うものです。

つきましては、既に配布しております別添資料の「八幡浜市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（案）」をご参照ください。こちらの1ページから12ページまでが、基準の変更箇所を示した新旧対照表、それから13ページから16ページまでが、改正後の基準（案）になります。

このとおり変更認定申請してよろしいかをお諮りしまして、承認をいただきましたら、八幡浜市、南予地方局八幡浜支局地域農業育成室、西宇和農業協同組合、八幡浜市土地改良区の同意を得て、愛媛県に申請したいと考えております。

それでは主な変更内容につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず1ページをお開きください。中の方に記載しております第2条第5項でございます。こちらは令和元年5月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正され、JA等の旧円滑化団体が実施してきた農地利用集積円滑化事業は令和2年4月から農地中間管理事業へ統合一体化されたことに伴い、「農地利用集積円滑化団体」に関する規定を削除し、「農地中間管理機構等」の用語の定義を「農地中間管理機構」に変更するものです。

以降につきましても、同様に変更しておりますので、説明は省略致します。

次に2ページをお開きください。先ほど説明した「農地利用集積円滑化団体」に関する規定の中で、「農業経営基盤強化促進法」の略称を「基盤法」と定義していたため、当該部分の削除に伴い、改めて、第5条第1号において「農業経営基盤強化促進法」の略称を「基盤強化法」に変更しております。

また、現在、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定する青年等就農計画について市から認定を受けた者を「認定新規就農者」と定義しているため、「認定就農者」から「認定新規就農者」に変更しております。

さらに、旧「経営体育成支援事業」の内容は、令和4年度から新たに「農地利用効率化等支援交付金」へ移行されることから、これらの

名称を変更しております。

それから4ページをお開きください。4ページから5ページまでに八幡浜市の「基準面積、基準飼養規模、基準資本装備」と、「経営規模拡大の目標」を記載した別表を掲載しております。この別表につきましては、八幡浜市が作成しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて作成しております。令和3年第8回総会にて承認され、改正されましたので、その内容に基づき一部修正を行っております。

6ページをお開きください。様式第2号において、押印の省略を可とする変更及び以降の様式第3号から第6号に記載されていた平成の元号を削除しております。

以上が主な変更内容でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　　ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

　　(協議事項について説明及び審議)

議長 　　それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 　　14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年2月4日

会 長 大本 定一

議事録署名人 菊池 眞策

議事録署名人 樋田 都